

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 (概要)

公表日：令和6年12月26日

評価機関	名称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所在地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和5年7月11日
	訪問調査日	令和5年11月28日
	評価結果の確定日	令和6年12月13日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

I 事業者情報

(1) 事業者概況

事業所名称	広島乳児院	種別	乳児院		
事業所代表者名	院長 横山 慶子	開設年月日	昭和24年4月1日		
設置主体	社会福祉法人 広島修道院	定員	29人	利用者数	26人
所在地	〒732-0047 広島市東区尾長西2丁目8-1				
電話番号	082-261-1356	FAX番号	082-263-3017		
ホームページアドレス	http://shudoin.or.jp/facility/				

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	事業所の主な行事など
○第一種社会福祉事業	毎月：避難訓練、季節行事
・児童養護施設	招待行事(卓球、バレー)、クリスマス会、入学・卒業祝い
・乳児院	キャンプ、旅行(年1回)
○第二種社会福祉事業	
・保育所	
・児童家庭支援センター	
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
○居室総数 6 室	○食堂 6か所 ○相談室 1か所
・居室内訳	○キッチン 6か所 ○事務室 1か所
(幼児部屋) 6 室	○浴室 6か所
	○トイレ 6か所
	○洗面所 6か所

職員の配置

職種	人数 (うち常勤の人数)	職種	人数 (うち常勤の人数)
施設長	1人(1人)	管理栄養士	1人(1人)
保育士	17人(17人)	調理員	3人(2人)
児童指導員	4人(4人)	看護師	3人(2人)
心理療法担当職員	1人(1人)	嘱託医	1人(0人)
家庭支援専門相談員	1人(1人)	事務員	1人(1人)
里親支援専門相談員	1人(1人)		

II. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

社会福祉法人広島修道院は、明治22年1月、児童救済のため広島市若草町に立ち上げた「広島修道学会」にはじまり、130年余を経て現在は、児童養護施設・乳児院に加え保育園も擁する日本国内で最も歴史ある施設のひとつです。原爆のため全施設を焼失するなど大きな犠牲を受けながらも、敗戦後の広島で多くの原爆孤児、戦災孤児等の保護に尽力し、昭和23年には養護施設広島修道院として認可され、昭和27年には社会福祉法人となり、現在に至っています。

広島乳児院は、昭和24年に児童養護施設から独立した施設として定員25人で設立され、昭和43年には廃止された広島市立乳児院と合併し、定員50人となりました。その後、時代の流れとともに小規模グループ養育を取り入れ、乳幼児一貫養育をすすめ、より家庭的な雰囲気の中で、養育者との信頼できる距離感のもとで養育を行っておられます。

福祉サービス第三者評価は過去に別機関で受審されており、本会での受審は初めてでした。複数職員での自己評価の実施などに取組みましたので、職員の質の向上や子どもたちへのより良い支援に繋がれることを期待します。

◎特に評価の高い点

(1)法人の基本理念「生命」を尊び、「愛」を育みます」とともに、創立者の院訓「清慎、勤儉、忍和」を職員全員で大切にされ、施設内の玄関や会議室などへの掲示や、ホームページ、パンフレットにも掲載されています。さらに施設の養育方針として「愛着の土台を構築する」を掲げ、3つの基本方針を定めて明文化し、それぞれの項目に、具体策、指標が明記され具体的でわかりやすい方針となっています。(管理運営編 No.1:理念・基本方針の確立)

(2)日々の業務は、「家事チェック表」に基づき実施し、実施後の記録が行われています。清掃についてもトイレや浴室などの清掃箇所がチェック表にまとめられており、担当職員による清掃と記録が毎日行われ、施設内は清潔に保たれていました。(管理運営編 No.15:環境衛生)

(3)匿名の虐待通告を契機に、職員間の意思疎通を図る必要があると考え、2年前に職員による不適切な養育防止の取り組みとして「オレンジの会」を立ちあげ、毎月、主任会議で各部屋から出された不適切な養育の報告を共有し、聞き取りを実施しておられます。児童相談所など外部関係機関とも年1回の情報共有が行われており、客観性の確保に努めておられます。(サービス編 No.14:自他の権利の尊重、No.20:虐待の禁止)

◎特に改善を求められる点

(1)乳児院は、安全性の確保が求められること、また、施設内には新生児やアレルギー体質、体の弱い子どもが在籍していることやコロナ禍もあり、施設外への外出や外部の人の受け入れについて慎重に対応されており、地域との交流は積極的には行われていませんでした。施設には就学前の子どもも在籍しており、子どもたちの社会性を育てる一助とするためにも、子どもの安全を確保しながら、地域との関わりが持てるような取り組みに期待します。(管理運営編 No.16:地域との関係)

(2)苦情を受け付けた場合には、対応方法などを職員と協議し、児童相談所とも連携しながら解決し、対応経過は、子どもの記録に記載されていますが、苦情や意見への対応マニュアルが整備されていませんでした。苦情を受け付けた際に、どの職員でも対応に迷わないように、苦情の報告・相談・記録の手順を明文化し、職員に周知されてはいかがでしょうか。また、苦情の受付様式も作成し、苦情を受け付けた記録がすぐに確認できるよう管理されることも提案します。(管理運営編 No.24:意見を述べやすい体制の確保③)

(3)昨今では、入院を要する子どもたち、保護者の状況も変化してきており、対応に苦慮することも多いと推察されます。乳児院の専任心理職のみならず、法人内の施設に配置されている心理職との連携を図りながら、子どもたちの自立支援計画の策定や日常的な心理的支援、また、保護者への心理的支援と合わせて職員への心理的支援など、今後、支援を充実させる方向で体制づくりを検討されてはいかがでしょうか。(サービス編 No.18:メンタルヘルス、No.27:必要に応じた心理的支援(サービス))

III. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

改善の必要性があるものに関しては、今後も検討していきたいと思っております。子どもや保護者に対して養育の説明、保護者支援については、混乱を避けるために保護者との窓口は児相のCW、児相CWとの窓口は主に各主任や家庭支援専門相談員としています。

乳児院の性格上と地域の関わりについては、必要に応じて計画していきたいと思っております。

心理、メンタルケアに関しては、法人全体で心理士会議等で検討しているところです。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編：児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設

1 福祉サービスの基本方針と組織（法人・施設）	(1)理念・基本方針 自己評価：N0.1-2	法人の基本理念「生命」を尊び、「愛」を育みます」とともに、創立者の院訓「清慎、勤儉、忍和」を職員全員で大切にされ、施設内の玄関や会議室などへの掲示や、ホームページ、パンフレットにも掲載されています。さらに施設の養育方針として「愛着の土台を構築する」を掲げ、3つの基本方針を定めて明文化し、それぞれの項目に、具体策、指標が明記され具体的でわかりやすい方針となっています。 ◎施設の特性上、理念、基本方針等は保護者に直接説明する機会は限られるようですが、保護者と関わる際に法人のパンフレット等で説明されてはいかがでしょうか。
	(2)計画の策定 自己評価：N0.3-4	法人として「家庭的養護推進計画」を作成し、各施設の中・長期的な体制づくりが示されています。子どもをより家庭的な環境で養育するために、小規模グループケアを取り入れ、施設の分園化や小規模ユニット化を計画的に進められています。 事業計画は主任会議等で前年度の評価を踏まえ、同法人が運営する「児童家庭支援センターわかくさ」と連携した子育て相談などの新規事業も盛り込み策定されています。事業計画策定後は、施設長が職員会議で職員に説明をされています。
	(3)施設長の責任とリーダーシップ 自己評価：N0.5-6	施設長の役割は事務分掌に明文化されており、中四国の乳児院施設長会議をはじめ各種研修や勉強会に積極的に参加され、その内容を随時、職員に報告し共有されています。特に、基本方針として掲げる「愛着の土台構築」について職員に繰り返し発信し続けておられます。 従来の措置入所に加え、一時保護、ショートステイ利用の子どもの受け入れが増えており、また、法人として里親支援などの新規事業にも取り組まれていることから、職員の確保に苦慮されているようですが、法人内の児童養護施設とも連携した人員配置に取り組まれています。このような状況で、施設長は、職員育成やメンタル面のケアなどの取り組みについての課題を認識されていました。
2 法人・施設の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価：N0.7-8	施設長は、専門誌の購読、要保護児童対策地域協議会、全国乳児福祉協議会等の会議・研修に参加し、養育に関する動向や支援に関するニーズなどを把握しておられます。 経営状況については法人本部で管理されており、施設長は、一時保護やショートステイの利用などで毎日変動する子どもの人数を確認し、職員配置などに反映しておられます。中四国地方の乳児院では暫定定員数が減少している状況ですが、本施設では、高い稼働率を維持されています。
	(2)人材の確保・養成 自己評価：N0.9-12	事業計画に示された人員計画に沿って、必要な人材を確保されています。職員は毎年個人で目標を設定し、年に2回の見直しを行っています。特に若い職員の定着を課題とされており、夜勤も1か月間は職員2人体制で行われるなど、「じっくり新人を育てる」という意識を持ち、OJTなどの職員育成が行われています。職員から働き方についての相談があった場合はその都度改善を検討し、パートや短時間勤務など、出産や子育て世帯の職員にも働きやすい環境づくりに努めておられます。 職員の質の向上に向けて研修計画を策定し、職員の施設外研修への参加も調整されています。職員が希望する研修への参加や研修費用の助成など、受講体制も整備されています。 コロナ禍で中断していた実習生の受け入れも、今年の5月より再開し、主に保育士をめざす学生の実習生を積極的に受け入れ、就職にも結び付けておられます。 ◎実習生の受け入れは、主担当が各学校の意向に添って対応をされており、受け入れマニュアルは策定しておられませんでした。実習の目的やプログラム等を整理し、受け入れ手順と合わせてマニュアルとして明文化されてはいかがでしょうか。 ◎外部研修への参加は上席者が決定されているとのことでしたので、今後は施設外研修の情報などを掲示・回覧し、職員の自発的なスキルアップを促されてはいかがでしょうか。

2 法人・施設の運営管理	(3)安全管理 自己評価:N0.13	<p>火災、土砂災害、地震などリスク別のマニュアルと、緊急時に備えて関係職員の連絡体制を整備されています。</p> <p>日常的に子ども同士のトラブルなどが起きやすく、発生した事案については、各室に備えた「ヒヤリハット」の記録用紙に記入して共有し、発生要因や再発防止策の検討が行われています。</p>
	(4)設備環境 自己評価:N0.14-15	<p>子どもは、乳児と幼児の少人数ユニット(部屋)に分かれ、各部屋の居室で生活しています。各部屋は、台所と居間、和室、洗面所、トイレ、浴室で構成されており、園庭に面して明るく、整理整頓もされた快適な環境でした。浴室やトイレ、洗面台は年齢に応じて、ステップなどが備え付けられています。乳児の部屋には、沐浴の設備も整備されていました。</p> <p>日々の業務は、「家事チェック表」に基づき実施し、実施後の記録が行われています。清掃についてもトイレや浴室などの清掃箇所がチェック表にまとめられており、担当職員による清掃と記録が毎日行われ、施設内は清潔に保たれていました。</p> <p>◎担当職員が記録した「家事チェック表」を次のシフトの職員が確認するなど、実施者と点検者を分け、清掃状況が確認できる体制を検討されてはいかがでしょうか。</p>
	(5)地域との交流と連携 自己評価:N0.16	<p>コロナ禍以前は、散髪などのボランティアを受け入れており、法人として「ボランティア受入規程」を設け、受け入れの手順を明文化しておられます。</p> <p>乳児院は、安全性の確保が求められること、また、施設内には新生児やアレルギー体質、体の弱い子どもが在籍していることやコロナ禍もあり、施設外への外出や外部の人の受け入れについて慎重に対応されているとのことで、地域との交流は積極的には行われていませんでした。</p> <p>◎施設には就学前の子どもも在籍しており、子どもたちの社会性を育てる一助とするためにも、子どもの安全を確保しながら、地域との関わりが持てるような取り組みに期待します。</p>
	(6)事業の経営・運営 自己評価:N0.17-18	<p>施設長は、全国乳児福祉協議会や中四国地方の乳児院施設長会の会議・研修に積極的に参加され、関係機関等と連携を図り、制度に関する意向を提示し、よりよい事業運営に繋げておられます。</p> <p>財務諸表は、規程に沿って、施設のホームページやWAM-NETにおいて公開されています。</p>
3 適切な養育・支援の実施	(1)子ども(・母親)本位の養育・支援 自己評価:N0.19-24	<p>一人ひとりの子どもを尊重した養育については、基本理念にも定め、職員が共通認識を持って支援をしておられます。子どものプライバシー保護や権利擁護については、全国乳児福祉協議会の乳児院倫理綱領とチェックリストに基づき、研修や振り返りの機会を持たれています。面会室は、子どものプライバシーに配慮し、居室から離れた場所に配置され、保護者が安心して面会できる環境を整備されています。</p> <p>子どもの年齢が低く、意見などの言語化が難しいため、職員は日頃の子どもの関わりから子どもの意向を汲み取るよう努めておられます。保護者との関わりも限られていますが、面談時や児童相談所と連携して意見などに対応しておられます。</p> <p>法人として苦情解決の仕組みを整備し、玄関に掲示して保護者等にも周知しておられます。苦情を受け付けた場合には、対応方法などを職員と協議し、児童相談所とも連携しながら解決し、対応経過は、子どもの記録に記載されています。</p> <p>◎苦情や意見への対応マニュアルが整備されていませんでした。苦情を受け付けた際に、どの職員でも対応に迷わないように、苦情の報告・相談・記録の手順を明文化し、職員に周知されてはいかがでしょうか。また、苦情の受付様式も作成し、苦情を受け付けた記録がすぐに確認できるよう管理されることも提案します。</p>

3 適切な養育・支援の実施	(2)養育・支援内容の質の確保 自己評価:N0.25-28	<p>定期的に福祉サービス第三者評価を受審され、今回の自己評価も、職員の意見を反映しながら取り組まれていました。今後は栄養士や事務職員なども自己評価に関わり、施設全体で、強みや課題の共有をされたいとの意向を確認しました。</p> <p>支援に関するマニュアルが策定されており、パソコン内に保管されています。日常的に必要な支援については、イラストなどを交えて、各所に掲示されています。</p> <p>子ども一人ひとりの記録は、記録管理ソフトで統一した記録が行われ、管理されています。定期的に行われるケース会議で、子どもの状況や課題の共有が行われています。記録の開示は、規程に沿って行われていますが、施設の上、保護者に開示手続きなどの周知はされていません。</p> <p>◎マニュアルは策定されていますが、策定日が古いものもあり、検証や見直しの機会を持たれていませんでした。策定されているマニュアルの確認の場面でも迷われる場面がありましたので、現在策定されているマニュアルを一度整理し、必要度の高いマニュアルから見直しを行い、現在の現場にあったマニュアルに改訂して、統一した支援が行えるよう職員に周知されることを提案します。</p>
	(3)養育・支援の開始・継続 自己評価:N0.29-32	<p>ホームページやパンフレットを作成し、施設の紹介が行われています。ショートステイを利用する保護者等への施設見学にも対応されています。子どもの状況を伝えるための施設の広報誌は作成されておらず、課題とされていました。施設の上、保護者に直接入所の説明をする機会は限られますが、状況に応じて、パンフレットなどを活用した入所説明が行われています。</p> <p>◎担当職員がかわっても入所の際の説明を同じように実施し、保護者から安心感や理解を得られるように、入所時の説明内容を文書化されてはいかがでしょうか。</p>

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：乳児院

1	施設の環境整備	(1)快適な空間 自己評価：NO. 1-2	子どもは乳児と4つの幼児ユニット(部屋)に分かれ、小グループで生活しています。各部屋には、台所と居間、畳敷きの寝室を設け、各部屋は専用の園庭と繋がりが、戸外遊びも楽しめる環境となっています。詰所のガラス窓からは居室の様子が確認でき、子どもが安心して生活できるよう見守られています。建物は築年数が経過していますが、小グループで生活できるようリフォームを行い、子どもが快適に生活できる居住空間が確保されています。担当の職員が毎日清掃を実施することで、室内は清潔に保たれていました。
		(2)安心な生活 自己評価：NO. 3-4	火災や地震などの災害に備え、各種マニュアルと緊急連絡網を整備しておられます。各部屋の入口には、ヘルメットや防災ずきん、非常持ち出し備品を配置し、定期的な避難訓練も実施しておられます。災害発生時に備え、離乳食なども含めた必要物品の備蓄も行っておられます。出入口の施錠や防犯カメラを設置し、警備会社とも契約して不審者への侵入防止策を講じておられます。不審者対応マニュアルを整備し、不審者対応訓練も実施しておられます。 ◎防災対応や不審者対応マニュアルは整備しておられますが、マニュアルの見直しや職員の周知が不十分と感じておられました。定期的実施されている各種訓練の結果を踏まえてマニュアルの見直しを行い、重要事項に関するマニュアルについては、職員が手に取れる場所に配置して職員間で情報共有をされてははいかがでしょうか。また、警察や警備会社と連携した研修や訓練の実施についても今後検討されることを期待します。
2	日常生活の中での支援	(1)計画に基づいた自立支援 自己評価：NO. 5-7	自立支援計画は、担当者が子どもの様子を観察してアセスメントを実施し、クラス内で共有して検討された後、最終的に策定し、半年に1回の見直しが行われています。ケース会議には、今年度から児童相談所の職員も参加することで、早期の課題発見に繋げておられます。毎月実施するクラス会議の中で、子どもの課題について話し合われていますが、自立支援計画の見直しには至っていないとのことでした。 ◎毎月のクラス会議で課題が見つかった場合には、自立支援計画の見直し・変更も併せて行われることを提案します。 ◎自立支援計画への保護者の意見の反映は難しいとのことでしたが、保護者からの相談内容などを自立支援計画ともリンクさせ、子どもが施設にいる間に課題が解決できるよう取り組まれてははいかがでしょうか。
		(2)生活習慣の獲得 自己評価：NO. 8-13	管理栄養士が、子どもの食事の様子を観察して食形態を変更するなど、発達段階や体調、アレルギー等に配慮した食事が提供されています。新生児から6歳まで、幅広い年齢の子どもと一緒に生活しているため、年長児のメニューの工夫を課題と感じておられました。 年齢別に午睡の時間なども設け、和室に布団を敷いて就寝しています。乳児は15分、幼児は1時間ごとに睡眠の状況を確認し、夜間も夜勤者が子どもの近くに寄り添い、安全に安心して眠れるよう支援しておられます。 排泄については、排泄チェック表などで排泄状況を確認し、子どもに応じた支援が行われています。子どもの発達状況により、排泄の支援方法などに変更が生じた場合には、クラス日誌で情報を共有し、職員で共通した支援が行われています。 各クラスに看護師が配置されており、子どもの健康状態の管理を担当しておられます。特別な配慮が必要な子どもについても、医療機関と連携して支援しておられます。 各部屋の浴室で、毎日入浴をしています。限られた職員で入浴を担当するため、日々、一人ひとりの子どもがのんびりと入浴する時間は取れないようですが、夏場の汗をかく時期などには、頻回にシャワー浴を実施されるなど、清潔保持に努めておられます。幼児の入浴は、男女別に行い、羞恥心にも配慮しておられます。衣類は、職員が子ども一人ひとりに個別に準備して個別のロッカーへ収納し、気候や生活場面に応じて管理しておられます。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">2 日常生活の中での支援</p>	<p>(3)社会性の獲得 自己評価：NO.14-17</p>	<p>日中は小グループに分かれて横割りで生活することで、職員が子ども一人ひとりに寄り添い、子どもの気持ちを代弁するよう努めておられます。2年保育の幼稚園に通う際には、子どもの特性に合わせて園を選び、円滑な人間関係を育む環境にも配慮しておられます。</p> <p>特に幼稚園に通う子どもは、友達との関わりの中で外食や外出などの希望も出てくるようですが、対応が難しいことを丁寧に説明するよう心掛けておられます。職員は、子どもの年齢に応じた言葉かけに配慮し、子どもは集団生活や遊びを通じて、順番を守るなどのルールを身に付けています。幼稚園に通う子どもは、幼稚園のお手伝い帳を活用して、施設でのテーブル拭きなどのお手伝いに取り組んでいます。</p> <p>各部屋に年齢に応じたおもちゃが用意され、誕生日やクリスマスにプレゼントされたそれぞれのおもちゃも、個別に管理されています。園庭には遊具や自転車などが準備され、戸外遊びも積極的に実施しておられます。</p> <p>◎散歩や買い物、公共交通機関を利用した外出などが難しく、課題と感じておられました。法人内の別の施設の職員などとも連携し、子どもが施設の外に出かけて、同年代の子どもと同じような生活体験ができるような体制を検討されてはいかがでしょうか。</p>
	<p>(4)その他の支援 自己評価：NO.18</p>	<p>専属の心理職を配置し、必要に応じて、心理的な支援が行われています。</p> <p>◎昨今では、入院を要する子どもたち、保護者の状況も変化してきており、対応に苦慮することも多いと推察されます。乳児院の専任心理職のみならず、法人内の施設に配置されている心理職との連携を図りながら、子どもたちの自立支援計画の策定や日常的な心理的支援、また、職員への心理的支援など、今後、支援を充実させる方向で体制づくりを検討されてはいかがでしょうか。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">3 安心な生活</p>	<p>(1)虐待の防止 自己評価：NO.19-20</p>	<p>職員による不適切な養育防止の取り組みとして2年前に立ち上げた「オレンジの会」では、毎月、主任会議で各部屋から出された不適切な養育の報告を共有し、聞き取りを実施しておられます。児童相談所など外部関係機関とも年1回の情報共有が行われており、客観性の確保に努めておられます。改修により、各部屋の気密性が高まった反面、お互いの部屋の様子に気づきにくく、特に乳児クラスでは、主任2人が交代で各部屋の状況を確認するよう配慮しておられます。万が一、不適切な支援が発生した場合は、全職員に伝えて再発防止を徹底しておられます。毎年、弁護士を招いた幼児の権利擁護についての勉強会を実施し、全国乳児福祉協議会の乳児の権利擁護に関する研修や、法人内で実施する虐待防止研修にも参加しておられます。</p>
	<p>(2)問題行動への対応 自己評価：NO.21-22</p>	<p>子ども同士でのトラブルなどで発生した噛みつきやひっかきなどの行動は、都度、「ヒヤリハット」として記入し、職員間で共有しておられます。通院が必要な場合には、児童相談所への協力を要請しておられます。子どもが不安定な状況になった場合には、職員室などで落ち着かせるなどの対応を取られています。子どもには暴力で解決しないことを伝え、職員は子どもが大人を頼れるような関係性を築き、特に新しく入所したり、課題を抱えた子どもには、丁寧な観察と個別の支援に努めておられます。</p>
	<p>(3)衛生管理 自己評価：NO.23-24</p>	<p>食中毒に関するマニュアルは管理栄養士による作成・見直しが行われており、各クラスへの配布と説明が行われ、食中毒警報が発令された際には、職員会議で周知しておられます。管理栄養士を中心に、調理室の衛生管理に努めておられます。</p> <p>感染症に関するマニュアルも作成しておられます。特に乳児クラスでは、病気がちな子どももおり、コロナ禍では面会制限なども行い、感染症の発生予防を徹底しておられます。子どもにも外遊びや食事前には、手洗いの声掛けを行い、習慣化に努めておられます。</p>

4 保護者等に対する支援	(1)保護者への支援 自己評価：NO. 25	子どもの面会時などに保護者の状況を確認し、児童相談所と連携しながら、家庭調整を行い、保護者との信頼関係の構築に努めておられます。子どもが保護者と面会、外出した後は、子どもの様子を観察し、保護者との関わりの適切さを確認されています。
	(2)子どもと保護者の関係等の継続・回避等 自己評価：NO. 26-28	児童相談所と連携し、状況を確認しながら、面会や外出、外泊の計画を立て、親子の関係調整の働きかけをされています。他の子どもから離れた場所に面会室を設け、プライバシーに配慮しながら子どもと過ごせる場所を整備されています。保護者からの要望に応じて、子育てなどの助言をされていますが、保護者への心理的な支援については実施されていませんでした。 保護者からの強引な引き取りに備え、「子ども連れ去り防止マニュアル」を整備し、対応方法を職員間で共有されています。 ◎心理専門職を配置されていますので、子どもへの心理的支援と合わせて、保護者にも心理的なアプローチで支援できるような体制作りを期待します。 ◎強引な引き取りがあった場合に、本人および周囲の子どもにダメージを与えないような対応方法についても、現在のマニュアルに追記されてはいかがでしょうか。
5 地域とのつながり・専門性の向上	(1)専門性の向上 自己評価：NO. 29	スーパーバイザーの研修も受講し、基幹的職員も設置しておられます。主任がOJT、スーパーバイザーの役割を担い、いつでも相談できる体制を整備されています。担当者のみで課題を抱え込まないよう、毎月のケース会議において職員で課題を共有し、子どもを複数の職員で支援できるようチーム養育を実践しておられます。医療機関の専門医が定期的に関わることで、必要時に相談できる体制も築かれています。
	(2)地域とのつながり 自己評価：NO. 30	法人として、地域住民にグラウンドゴルフやラジオ体操などでグラウンドを貸し出したり、集会室を災害時の避難所とされています。大学の要望に応じて、職員が乳児院についての講義を担当される機会も持たれています。以前は、法人としてバザーを実施するなど地域住民が施設内に入る場面もあったようですが、現在は行事などは中止されています。 ◎施設の特性上、様々な人を施設内に招き入れることは難しいとは思いますが、子どもが地域と繋がり、社会性が獲得できるように、少しずつボランティアの受け入れなども検討していかれてはいかがでしょうか。

自己評価・第三者評価の結果（管理運営編：児童養護）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 福祉サービスの基本方針と組織（法人・施設）

(1)理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人・施設としての理念，基本方針が確立され，明文化されていますか。	B	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が職員・子ども等に周知されていますか。	B	B	

(2)計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	B	B	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており，内容が周知されていますか。	B	A	

(3)施設長の責任とリーダーシップ

5	施設長の役割と責任の明確化	施設長は，自らの役割と責任を明確にし，遵守すべき法令等を理解していますか。	C	A	
6	リーダーシップの発揮	施設長は質の向上，経営や業務の効率化と改善に向けて，取り組みに指導力を発揮していますか。	C	B	

2 法人・施設の運営管理

(1)経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	施設経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	C	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して，改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	D	B	

(2)人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて，実行していますか。	B	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し，必要があれば改善する仕組みが構築されていますか。	B	B	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	B	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて，積極的な取り組みを行っていますか。	B	B	

(3)安全管理

13	子どもの安全確保	子どもの安全確保のための体制を整備し，対策を行っていますか。	C	A	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

(4)設備環境

14	設備環境	施設は，子どもの快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	B	A	
15	環境衛生	施設は，清潔ですか。	B	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(5)地域との交流と連携

16	地域との関係	子どもと地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	D	D	○
----	--------	---	---	---	---

(6)事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	市区町や県に、制度に関する意見や意向を事業所として伝えてありますか。	B	B	
18	財務諸表の公開	子どもや保護者等に対して財務諸表を公開していますか。	C	B	

3 適切な養育(治療)・支援の実施**(1)子ども本位の養育(治療)・支援**

19	子どもを尊重する姿勢①	一人ひとりの子どもを尊重した養育(治療)・支援提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	B	B	
20	子どもを尊重する姿勢②	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	C	A	
21	子どもの満足の向上	子どもの満足の向上に向けた取り組みを行っていますか。	C	B	
22	意見を述べやすい体制の確保①	子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	D	B	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決のしくみが確立され、十分に周知・機能していますか。	B	B	
24	意見を述べやすい体制の確保③	子どもや保護者等からの意見に対して迅速に対応していますか。	B	D	○

(2)養育(治療)・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた施設の取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供している養育(治療)・支援内容の質向上を図っていますか。	B	B	
26	標準的な実施方法の確立	子どもの発達状態や心理状況に応じた援助を一定水準に保つため、マニュアルを定め、活用していますか。	B	B	
27	養育(治療)・支援の実施状況の記録	子どもに関する養育(治療)・支援の実施状況の記録が適切に行われていますか。	B	B	
28	記録の管理と開示	養育(治療)・支援の提供記録等の開示を適切に行っていますか。	B	B	

(3)養育(治療)・支援の開始・継続

29	養育(治療)・支援の提供開始①	子どもや保護者等に対して、養育(治療)・支援の選択に必要な情報を提供していますか。	C	B	
30	養育(治療)・支援の提供開始②	入所後に提供する養育(治療)・支援について、子どもや保護者等に分かりやすく説明していますか。	B	B	
31	施設の退所・施設を退所した後の対応	施設の退所事由を定めていますか。	B	A	
32	養育(治療)・支援の継続性への配慮	施設の措置変更や家庭への復帰などにあたり、養育・支援の継続性に配慮した対応を行っていますか。	B	B	

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：乳児院）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1. 施設的环境整備

(1)快適な空間

1	快適性への配慮 ①	施設の共用スペースは、快適な場所となっていますか。	A	A	
2	快適性への配慮 ②	居室は、子どもにとって安全・安心な場所となっていますか。	B	B	

(2)安心な生活

3	防災対策	風水害や地震等の災害が発生した場合、速やかに対応できる体制が整っていますか。	C	B	
4	不審者対策	不審者の侵入等に対応できる体制がありますか。	B	B	

2. 日常生活の中での支援

(1)計画に基づいた自立支援

5	自立支援計画の策定	自立支援計画の策定は適切に行われていますか。	B	A	
6	自立支援計画の評価・見直し	自立支援計画の評価・見直しは、適切に行われていますか。	B	B	
7	本人の自己決定・保護者等の参加	自立支援計画は、子どもや保護者等・関係機関の意向や意見を取り入れたものとなっていますか。	B	B	

(2)生活習慣の獲得

8	食事	子どもが食事を楽しむことができるような配慮や工夫を行っていますか。	B	B	
9	睡眠	子どもが十分な睡眠をとれるように工夫していますか。	B	A	
10	排泄	子ども一人ひとりの発達状況や個性に合わせた排泄ができるようにしていますか。	B	A	
11	健康管理	子どもの発達段階に応じて、健康管理できるよう支援していますか。	B	B	
12	身体保清	子どもの発達段階に応じて、身体保清の習慣が身につけられるよう支援していますか。	B	B	
13	衣習慣	子どもが衣習慣を獲得し、衣服を通じて適切に自己表現できるよう支援していますか。	A	A	

(3)社会性の獲得

14	自他の権利の尊重	子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し、共生できるよう支援していますか。	B	A	
15	自主性・自律性の発揮	施設での生活の中で、子どもが自主性・自律性を発揮できるよう支援していますか。	B	A	
16	社会的ルールの獲得	子どもが協調性を養い、社会的ルールや態度を身につけるよう働きかけていますか。	B	B	
17	遊び	発達段階に応じて子どもが楽しく遊べるように工夫していますか。	B	B	

(4)その他の支援

18	メンタルヘルス	心理的ケアが必要な子どもに対して、心理的な支援を行っていますか。	D	D	○
----	---------	----------------------------------	---	---	---

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

3. 安心な生活

(1) 虐待の防止

19	虐待の防止	子どもに対する暴力、虐待の防止と早期発見に取り組んでいますか。	C	B	
20	虐待の禁止	子どもに対して、虐待を行わないことを徹底していますか。	B	A	

(2) 問題行動への対応

21	問題を持つ子どもへの対応	子どもが暴力、不適応行動など、問題行動をとった場合、適切に対応していますか。	B	B	
22	児童間暴力の防止	施設内の児童間の暴力、いじめ、差別などが生じないような措置を講じていますか。	C	B	

(3) 衛生管理

23	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防及び発症後の対策は、適切に行われていますか。	B	A	
24	食材管理・調理方法等	食材管理や調理方法等について、食の安全を確保できる体制がありますか。	A	A	

4. 保護者等に対する支援

(1) 保護者への支援

25	保護者(親族を含む)への支援	子どもと保護者との関係調整を図ったり、保護者からの相談に応じる体制がありますか。	C	B	
----	----------------	--	---	---	--

(2) 子どもと保護者の関係等の継続・回避等

26	子どもと保護者の関係調整	保護者に対して、子どもへの愛着関係、養育意欲の形成を援助していますか。	B	B	
27	必要に応じた心理的支援(サービス)	心理的なケアが必要な保護者に対して、心理的な支援を行っていますか。	C	C	○
28	強引な取引への対応	保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保できる体制がありますか。	C	B	

5. 専門性の向上・地域とのつながり

(1) 専門性の向上

29	スーパービジョン体制	スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいますか。	C	A	
----	------------	--	---	---	--

(2) 地域とのつながり

30	施設機能の地域還元	施設の持つ機能を地域に還元する取り組みを行っていますか。	D	C	
----	-----------	------------------------------	---	---	--